

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.56	行	7行目
事業名	水上オートバイの利用規制		河川名	淀川本川			
府 県	大阪府	市町村	摂津市		地先	一津屋	

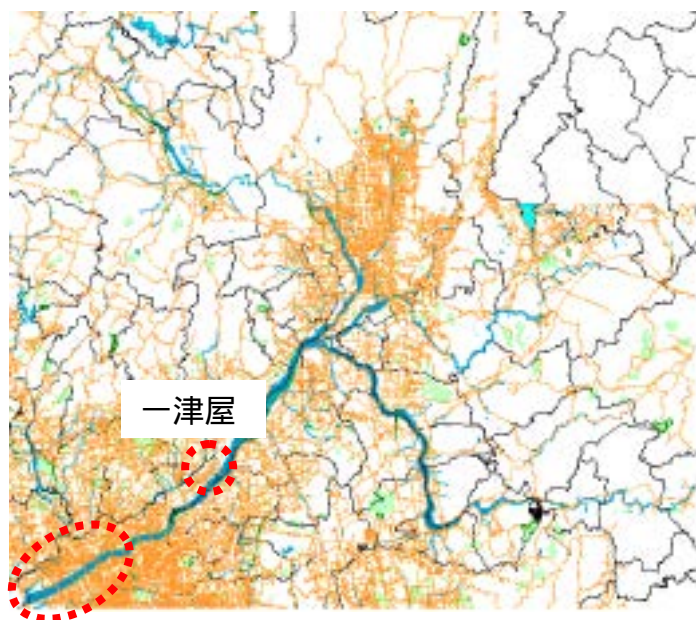
現状の課題

現在では、利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきているが、水質調査の結果では、ベンゼンやキシレン等が検出され新たな問題となっている。

河川整備の方針

水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。

位置図



淀川大堰下流

具体的な整備内容

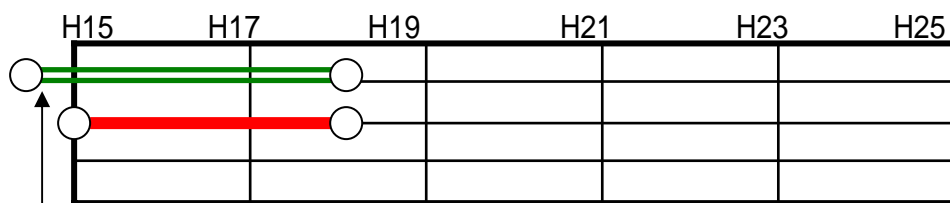
淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区(淀川右岸17km付近)での利用に限定し、調査を継続する。

尚、利用の実態(走行区域・期間・時間帯)を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。

しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

スケジュール

■ 検討
■ 実施



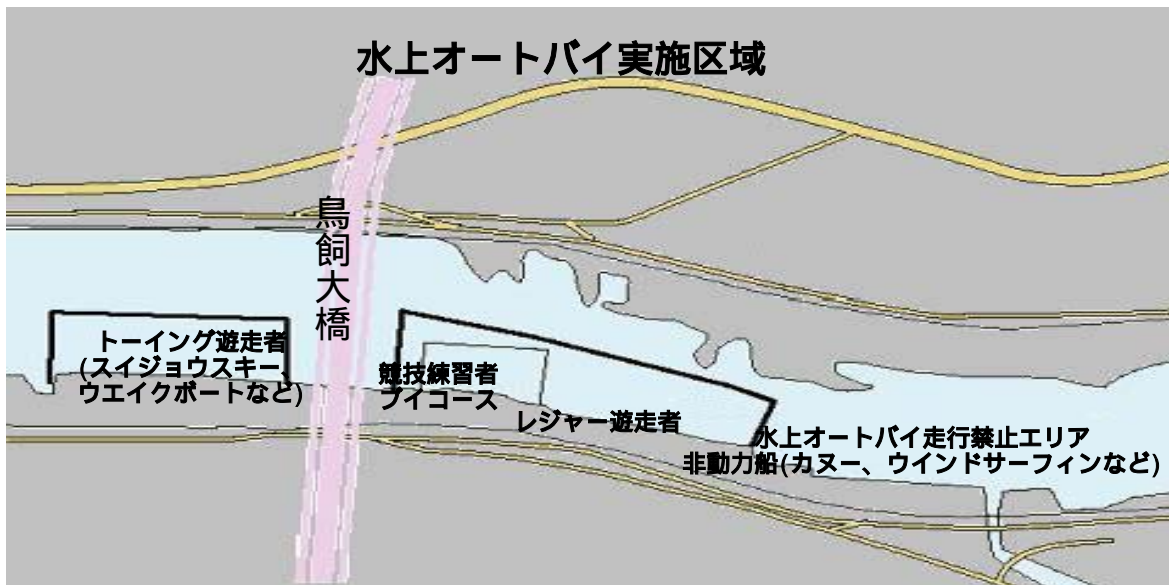
一津屋での利用

概要等

利用期間：6月16日～10月15日の土、日、祝日

利用時間：午前10時～午後4時

場 所：一津屋地区（鳥飼大橋付近、下図参照）



水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

検討にあたっては、摂津市一津屋地区での過去3年間の利用実態を評価した上で、既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会(平成10年12月設立)にて検討する。

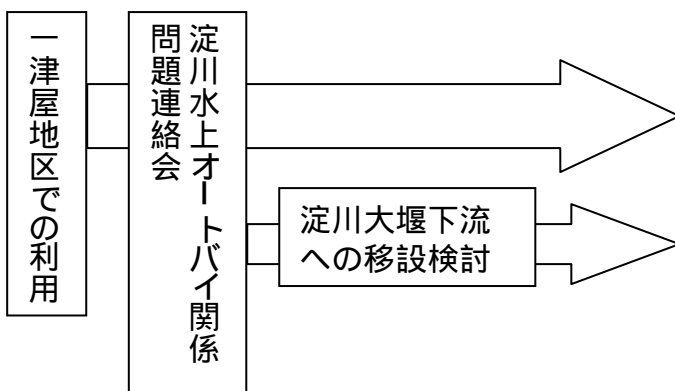
淀川水上オートバイ関係問題連絡会

関係行政機関：運輸局、海上保安庁、大阪府警、大阪府、大阪市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、摂津市

河川管理者：近畿地方整備局、淀川河川事務所

オブザーバ：利用者団体

フローチャート



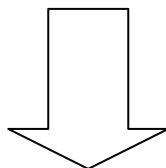
整備効果

摂津市一津屋地区での利用に限定

河川環境への影響を最小限に留める。

利用者同士の衝突事故等の回避

騒音等の迷惑行為の減少



利用場所を淀川大堰下流への移設を検討

上水の取水がない地域へ移設することにより、水質汚濁の懸念が回避される。

提案理由(代替案含む)

提言

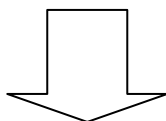
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

「水を汚染しない」、

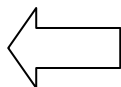
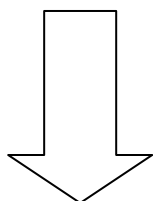
「川や湖の生態系を壊さない」、

「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



淀川本川での水上オートバイの利用については、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定



水質汚濁の懸念

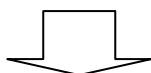
ベンゼンやキシレン等の検出

淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討

上水の取水がない淀川大堰下流に移設を検討する。

代替案

水上オートバイの利用を全面的に規制する。



一定の規制を設けることにより、他人や河川環境に対して許容できる範囲であれば、自由使用は認めることが望ましい。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.47	行	24・29行目
事業名	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制		河川名	淀川本川(瀬田川)			
府県	滋賀県	市町村	大津市		地先		

現状の課題

琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排気ガスによる水質汚濁の問題が提起されている。

河川整備の方針

水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。

位置図



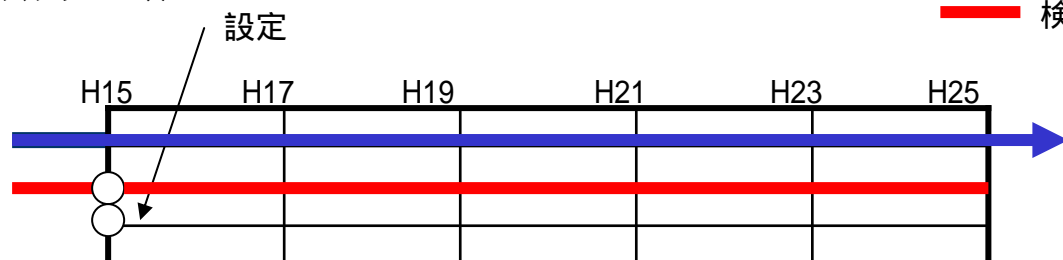
具体的な整備内容

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により適正に管理されることを支援する。

スケジュール

— 連携
— 検討



平成14年度末、滋賀県は条例に基づく航行規制水域を設定
情報は常に共有し、規制水域設定の際には調整を図る。

概要

【滋賀県条例の概要】

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

- ・琵琶湖の自然環境の保全、地域住民の生活環境保全を目的に制定。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

- ・「水上交通の安全確保」、「水上交通に起因して発生する騒音などの防止」等を目的に制定。

条例は、瀬田川洗堰より上流が対象

航行規制水域の指定により、水上オートバイやプレジャーボート等の利用を制限

【瀬田川の現状等】

- ・現在、瀬田川では遊覧船、漁船、カヌーや手漕ぎボートの利用が主。
- ・現状では、水上オートバイ等の利用による問題は発生していない。

フローチャート

河川管理者

瀬田川にて水上オートバイ等の利用による問題発生

連携

滋賀県

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

水上オートバイやプレジャーボート等の規制水域の設定等

整備効果

航行規制水域の設定等による効果

琵琶湖(瀬田川を含む。以下同じ。)におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減

琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全

琵琶湖における水上交通の安全確保及び水上の使用に関する事故の防止

提案理由(代替案含む)

提言

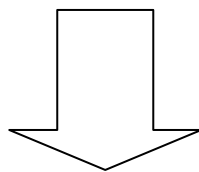
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

「水を汚染しない」、

「川や湖の生態系を壊さない」、

「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



滋賀県域の瀬田川では、関係機関と連携を図りながら問題の解決を図る。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例
滋賀県琵琶湖等水上安全条例 等

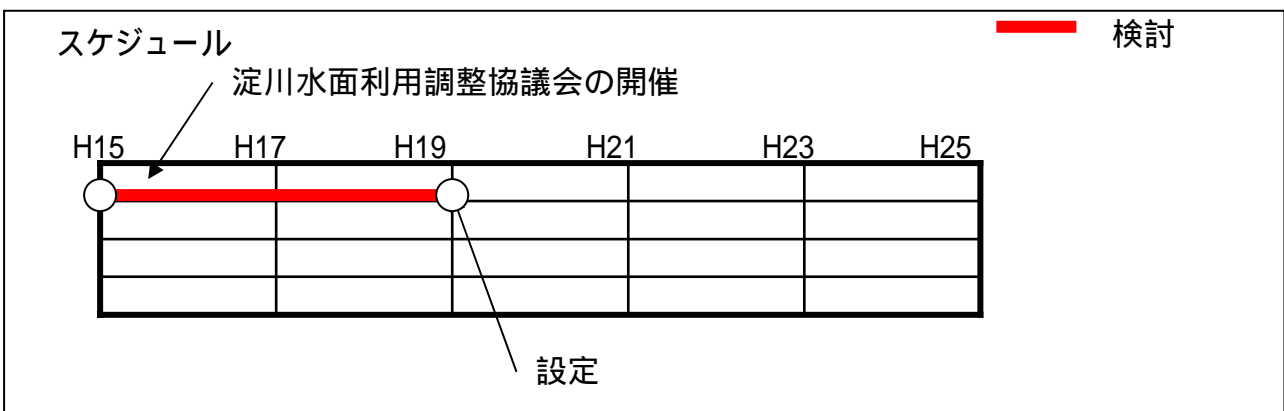
基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.47	行	27行目
事業名	船舶等の通航規制		河川名	淀川本川			
府 県	大阪府	市町村	沿川市町		地先		

現状の課題
 マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。

位置図

具体的な整備内容
 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。



体制図

【検討機関】

淀川水面利用調整協議会(平成10年12月設立)

学識経験者

関係行政機関

河川管理者

淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての国土交通省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的に設置

フローチャート

摂津市一津屋地区での利用
(秩序ある利用を達成)

水質調査の結果、ベンゼン、キシレン等の検出も確認。(新たな問題)

淀川水面利用調整協議会を開催

淀川大堰より下流への移設検討

水上オートバイ、プレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域の設定を検討

水上オートバイの利用箇所を特定

区域の特定

河川法等に基づき通航禁止区域及び通航制限区域の指定

整備効果

通航禁止区域及び通航規制区域の設定による効果

沿川住民の生活環境の保全(騒音等)

河川環境の保全

水質汚濁による上水等への影響懸念の回避

水面利用者同士の衝突事故防止

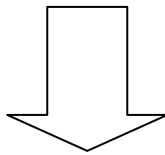
提案理由(代替案含む)

水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の増加による諸問題

騒音

水質汚濁

利用者同士の接触事故



提言

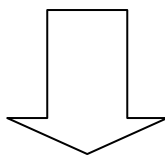
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

「水を汚染しない」、

「川や湖の生態系を壊さない」、

「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



水面利用調整協議会等の組織において検討する。

通航禁止区域の設定

通航制限区域の設定

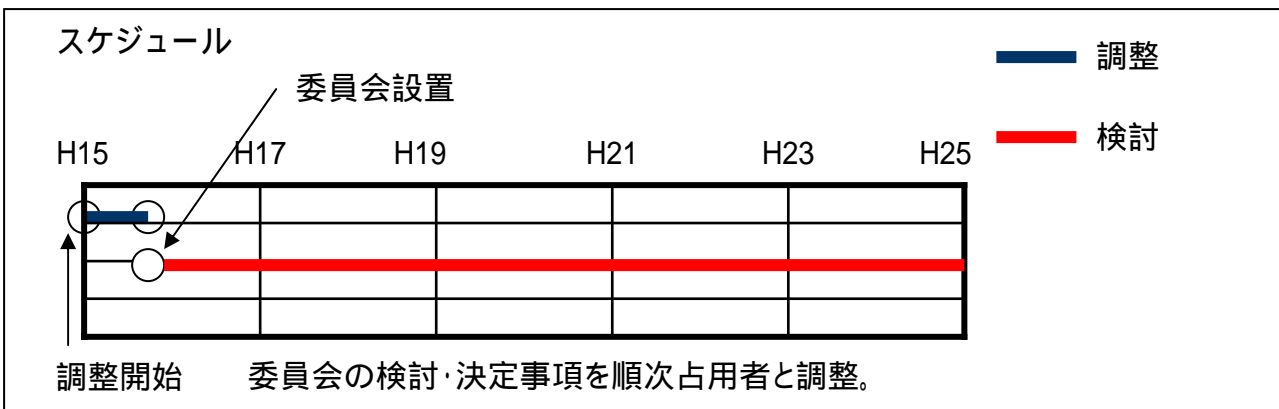
基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.47	行	32行目
事業名	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置		河川名	淀川本川(瀬田川)			
府県	滋賀県	市町村	大津市		地先		

現状の課題
 水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用・景観を妨げている。

河川整備の方針
 瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、地元住民や住民団体と調整を図る。

位置図

具体的な整備内容
 瀬田川では、学識経験者、自治体等関係機関及び住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会(仮称)を設置し、既存の棧橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。



体制図

瀬田川水辺利用者協議会(仮称)

学識経験者

自治体等関係機関

地域住民等

フローチャート

瀬田川水辺利用者協議会(仮称)

平成15年度中に設置予定

既存の棧橋・係留施設の
集約・共有化を検討

検討結果に基づき占有者と調整

整備効果

棧橋や係留施設の集約化・共有化による効果

棧橋や係留施設の集約化及び共有化による景観の回復

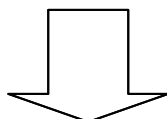
地域特性に配慮した景観の実現

一般利用者や沿川住民の水辺利用における効用
(水辺の利用しやすさ、景観 等)

提案理由(代替案含む)

多数の棧橋や係留施設による諸問題

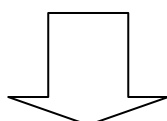
景観を妨げている。
水辺の利用を妨げている。



提言

利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意志の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある。

河川の利用に係る諸権利(占有権等)については、一定期間ごとに見直しを実施し、時代の変化に対応していかなければならない。



瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置

既存の棧橋や係留施設の集約化・共有化の検討
上記とあわせて、水辺のあり方についての検討

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.48	行	1行目
事業名	円滑な水面利用の確保		河川名	桂川・木津川			
府 県	京都府	市町村	沿川市町村		地先		

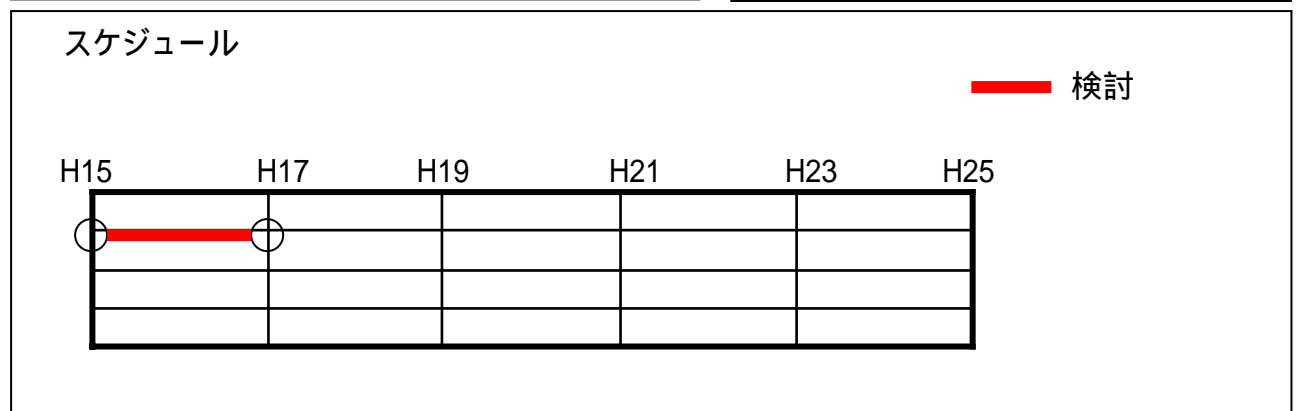
現状の課題
 カヌーや手漕ぎボート等による水面利用では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等、円滑な利用に支障が出ている。

河川整備の方針
 カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。



具体的な整備内容
 カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を検討する。

検討内容
 「5.2.1(2)縦断方向の河川形状の修復の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。」



概念

水辺へのアプローチの困難性 や堰等の横断構造物による障害等

水辺の円滑な利用のために



アプローチ整備や横断工作物の改善を検討



整備効果

障害等の改善効果

カヌーや手漕ぎボート等の水面利用者の利便性の向上

迷惑な水面へのアプローチ等、河川環境に影響を及ぼすような無秩序な利用の改善

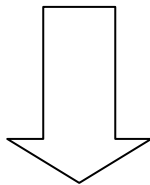
提案理由(代替案含む)

カヌーや手漕ぎボート等の利用における諸問題

水辺へのアプローチの困難性

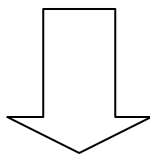
無秩序なアプローチによる河川環境破壊の危惧

堰等の横断工作物による障害等



提言

「川でなければできない利用」、例えば、(途中省略)水泳、カヌーなどは、川本来の機能を損なわないかぎりにおいて、促進を図るべきである。



カヌーや手漕ぎボートの円滑な利用の実現

利用者の人数、河川環境への影響、沿川住民への影響等に配慮のうえ、水辺へのアプローチ箇所を整備する。

障害となる堰等の横断工作物は、治水、利水及び河川環境を考慮のうえ、障害等の改善を検討する。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.2	ページ	p.48	行	13行目
事業名	河川保全利用委員会(仮称)		河川名	全河川(直轄管理区間)			
府県	大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県						

現状の課題

淀川流域では、広範囲にわたって造成された高水敷において社会的要請に応え、公園、グランド等の整備が進められてきた。これら施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また本来の川の姿を失わせるものもあり、河川の特性を活かした利用が求められている。

河川整備の方針

本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とするが、既存施設が数多くの人に利用され、また存続等の要望も強くあることから、個々の案件毎に学識経験者、自治体等関係機関や住民等の意見を聴き判断する。

位置図 (河川保全利用委員会設置単位)



具体的な整備内容

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境、地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

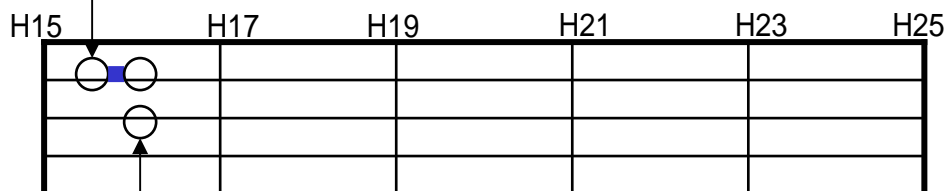
設置単位

- 淀川本川
- 猪名川
- 宇治川
- 桂川
- 木津川下流
- 瀬田川
- 木津川上流
- 野洲川
- 草津川

スケジュール

調整開始(準備会設立を含む)

調整



河川保全利用委員会設置

体制

・河川保全利用委員会(仮称)委員会体制(案) < 10名程度 >

学識経験者 環境分野

都市計画分野

沿川自治体 環境担当部局

都市計画担当部局

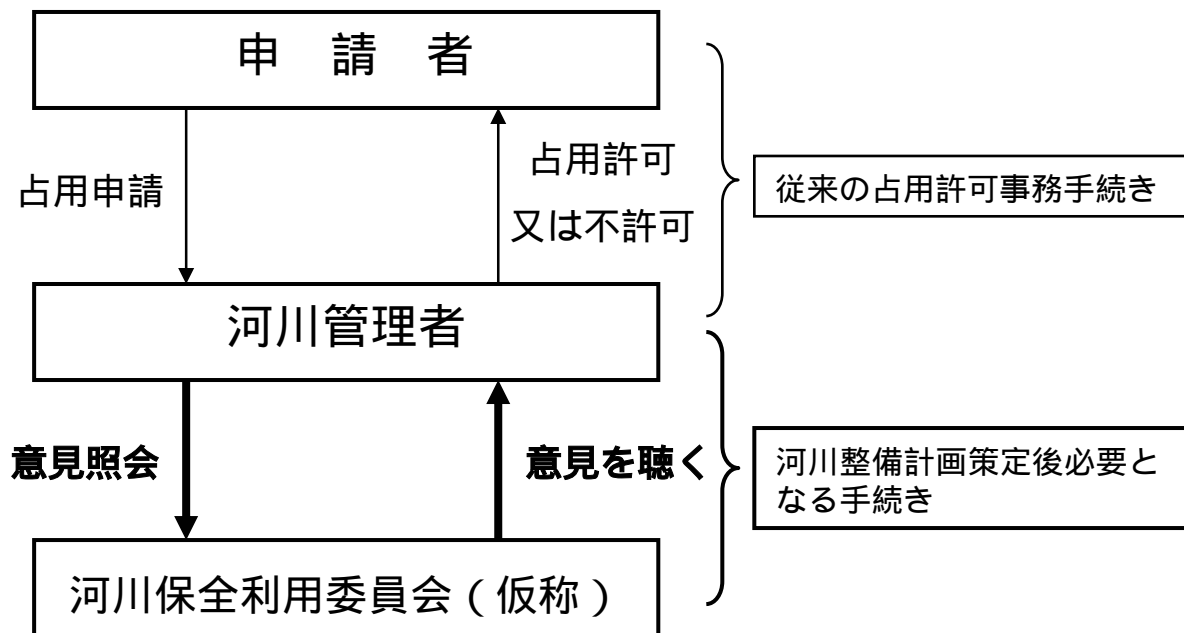
・自治体については、全体的見地から府県とする。

・構成、人数はバランスに配慮する。

・地域住民の参画方法については、委員会において意見を取り集める方法とする。

フローチャート

・河川敷利用(占有許可)フローチャート



ゴルフ場、公園等占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者からの意見照会を受け、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占有施設のあるべき姿について検討を行い、河川管理者に対して意見を聴く。

委員会への意見照会は、標準処理期間内の処理が必要なため実務的には申請前が望ましい(更新案件については年度毎にまとめて照会)。

整備効果

合意形成のもと地域の意向を踏まえた適正な利用

提案理由(代替案含む)

提言

堤内地などで代替できる機能は長期的には堤内に移行することを目標とし、また、河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限。

第2稿

グラウンド等本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。

しかしながら・・・

多数の既存施設、新たな整備要望そして利用者

- ・縮小は地域に与える影響が大きく合意形成が必要
- ・縮小させるための判断基準(環境)が未整備

河川保全利用委員会(仮称)を設立し検討

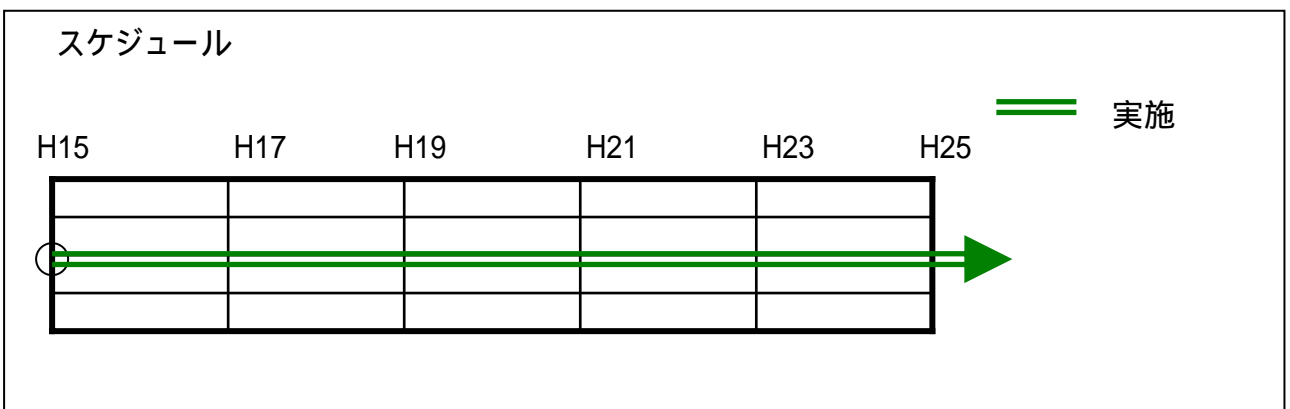
基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.2	ページ	p.48	行	25行目
事業名	違法行為の対策		河川名	淀川水系各河川			
府 県	大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県						

現状の課題
 堤外民有地での耕作や占用許可を受けた耕作など様々な耕作地が錯綜する中、違法な耕作も行われている。また、従来からの継続的な違法工作物が存在している。

河川整備の方針
 河川敷で違法に行われている耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を立て早期の是正に努める。



具体的な整備内容
 年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。



概要

【実施計画】

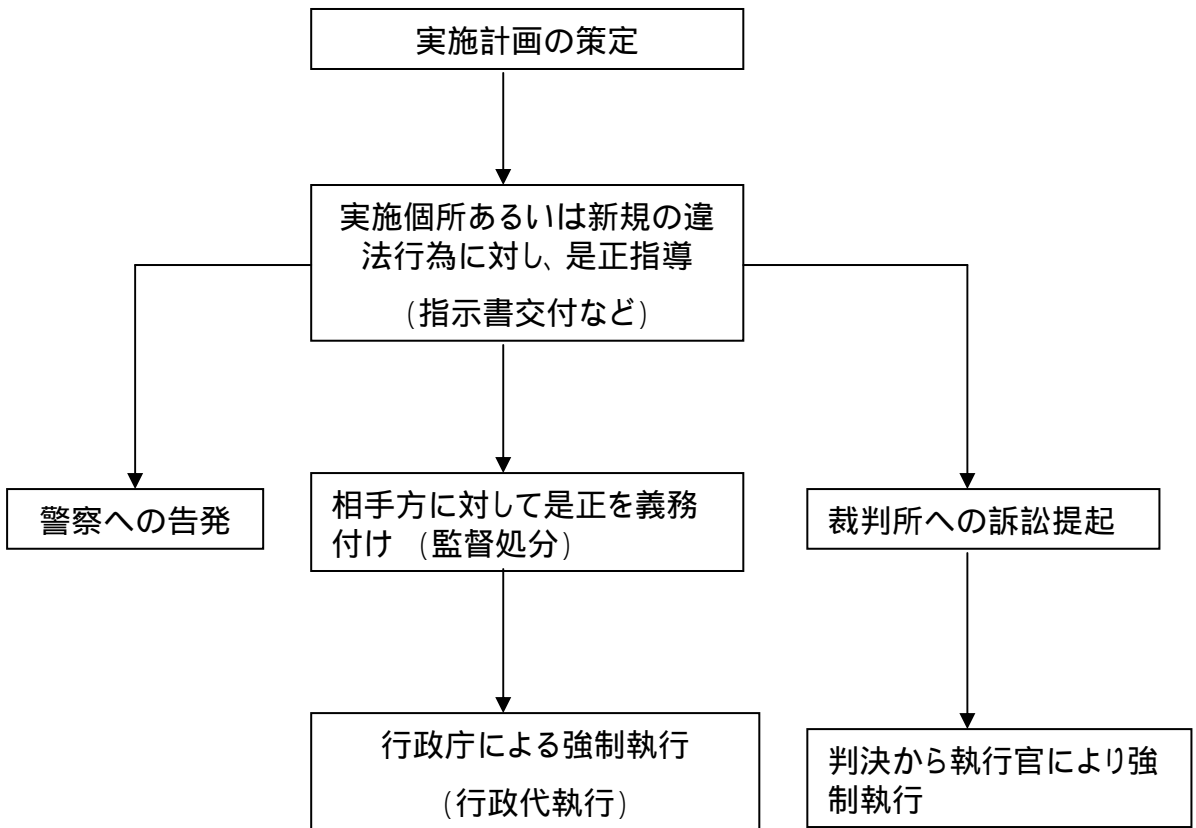
記載内容

実施箇所、違法内容、優先順位、是正計画(スケジュール)等

是正の優先順位

- ・違法行為は早期発見・早期是正が一番効果的なため、新規の違法行為については、優先して対応する。
- ・その他継続的な違法行為については、河川工事等の事業への支障度、河川管理上の支障度及び是正経過の熟度から判断して対応していく。

フローチャート



整備効果

年度毎の違法行為是正実施計画による是正効果

治水上の障害物の除去

河川環境の改善

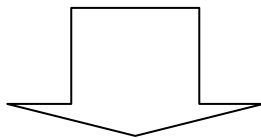
利用者間の不公平感の解消

違法行為に対する事前の抑止力

提案理由(代替案含む)

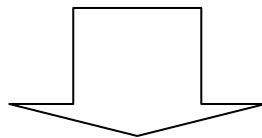
違法行為による諸問題

違法工作物の設置による治水上の影響懸念
違法工作物設置による河川環境への影響懸念
不法占用による利用者間の不公平感



提言

堤外公有地の不法居住・不法占有・不法耕作も早急に改善する。



年度毎の違法行為是正実施計画の策定

是正実施個所の選定
是正優先順位の検討
是正計画(スケジュール)の作成

日常的な是正措置

違法行為の早期発見、早期是正に努める。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.2	ページ	p.48	行	28行目
事業名	ホームレス対策		河川名	淀川水系各河川			
府 県	大阪・兵庫・京都	市町村	沿川市町		地先		

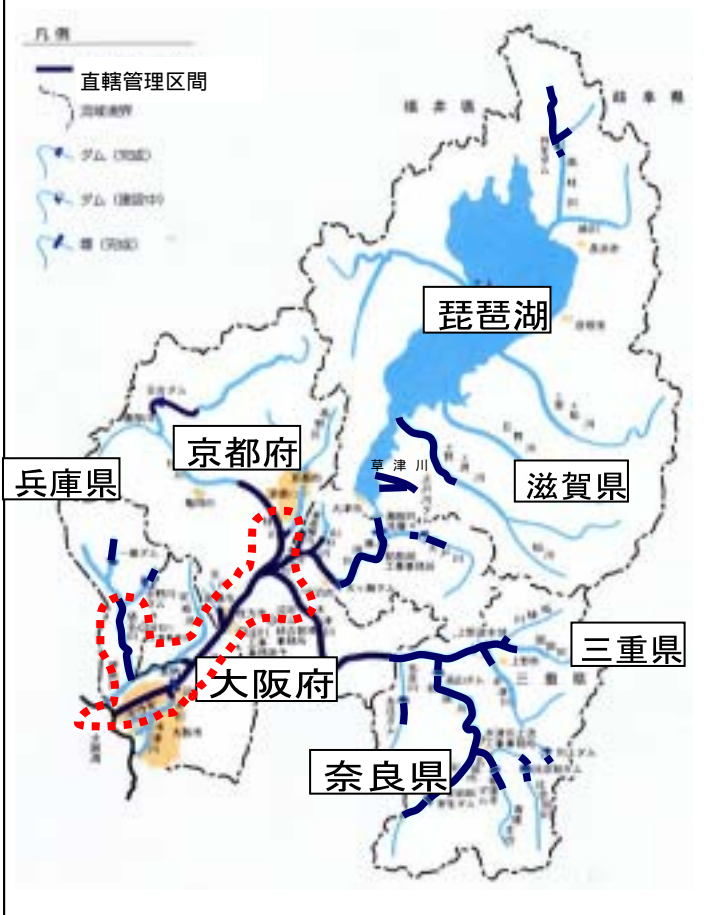
現状の課題

近年、淀川下流区間などにおいて、ホームレスの増加が見られる。

河川整備の方針

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地の適正な利用を図る。

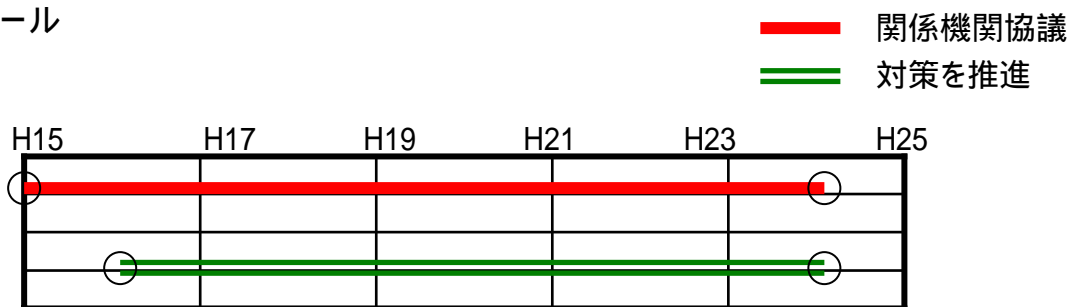
位置図



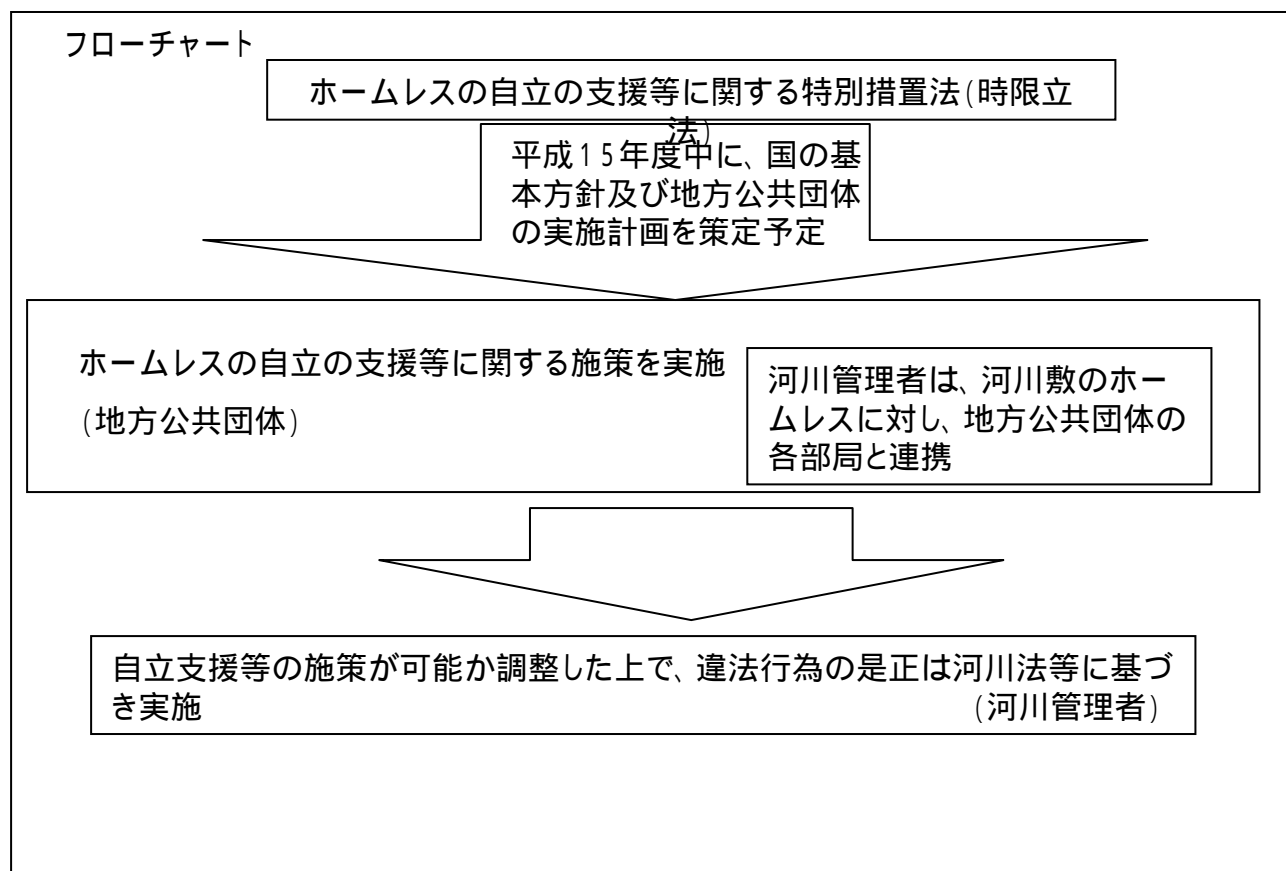
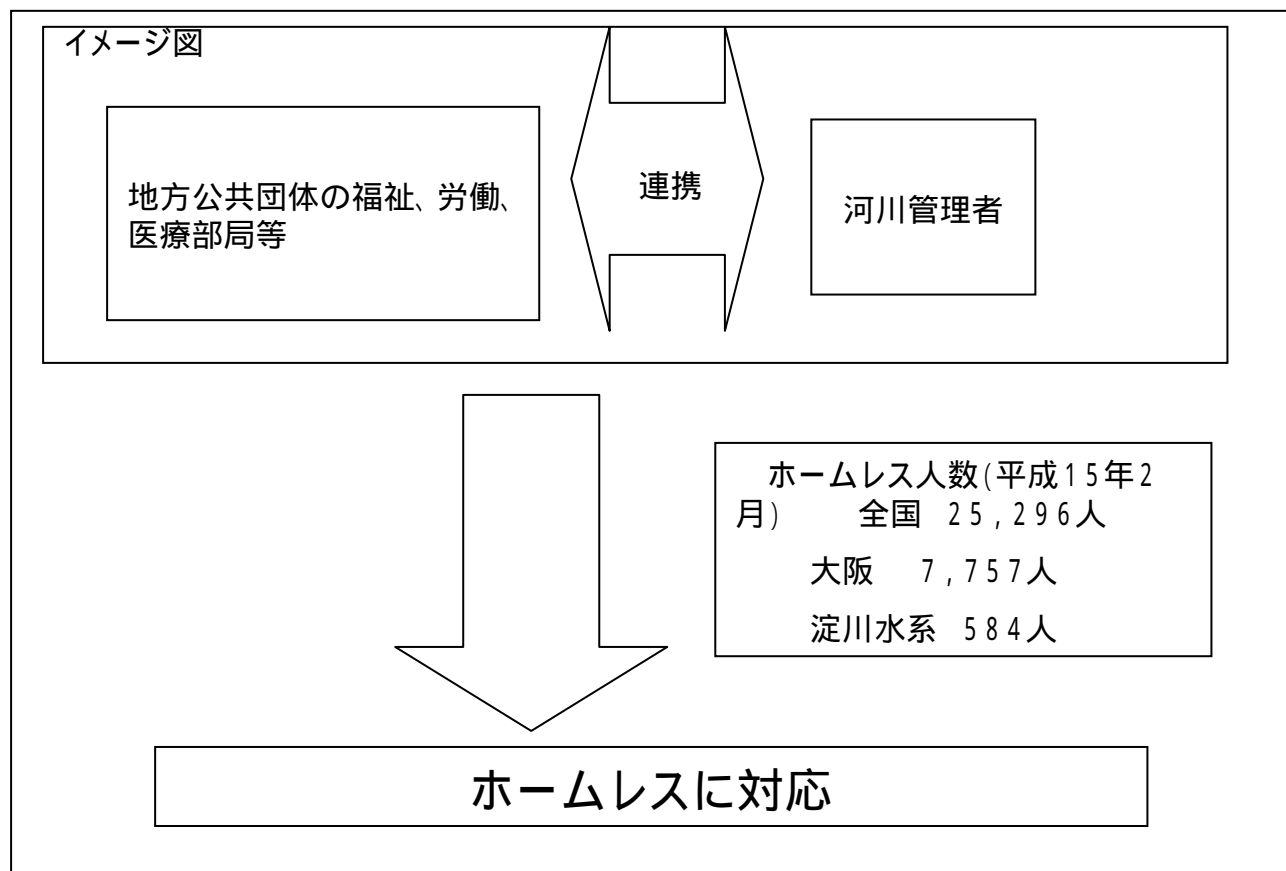
具体的な整備内容

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対応を図る。

スケジュール



各個別案件毎に関係機関協議し支援等に関する施策と連携し是正を実施



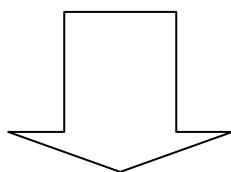
整備効果

従来までの個別管理者ごとの対応

個別管理者ごとの対応による悪循環

河川 道路 公園 河川 ……

場所を移動するだけ



ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)

就業の機会の確保

安定した住居の場所の確保

保健及び医療の確保に関する施策

生活に関する相談及び指導



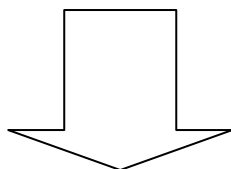
国

都道府県

市町村

民間団体

協力して対応



法整備による効果

ホームレスの自立

河川環境及び治安上の改善

治水上の障害物の除去

提案理由(代替案含む)

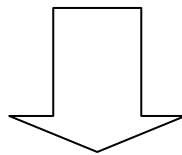
提言

堤外公有地の不法居住・不法占有・不法耕作も早急に解消する。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)の制定

第13条 国地方公共団体の連携

国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。



自治体と一体となって河川敷地におけるホームレスの対応を図る。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.2	ページ	p.48	行	30行目
事業名	迷惑行為の対策		河川名	淀川水系各河川			
府 県	大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県						

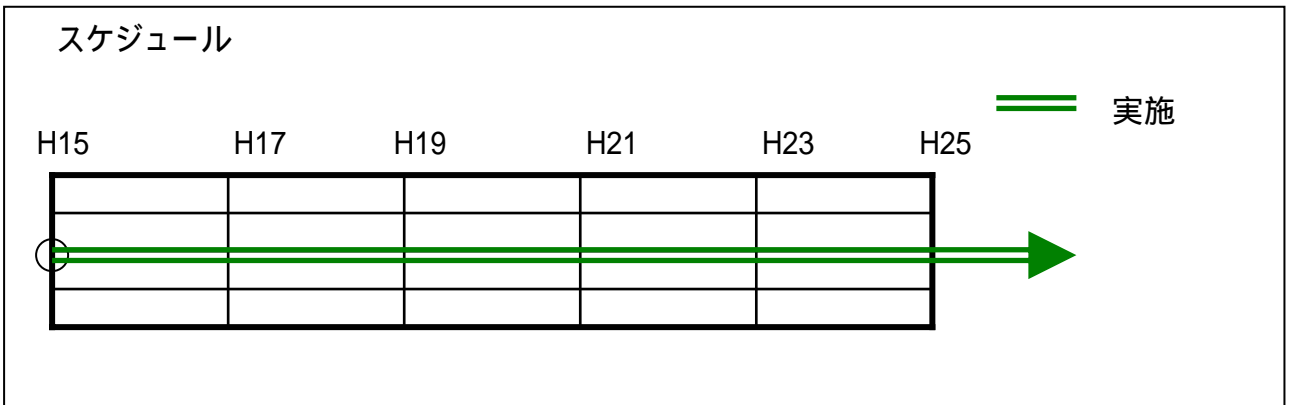
現状の課題
 一般利用者及び周辺住民にとって迷惑(騒音、危険行為等)となる場所において、ゴルフ、モトクロス及びラジコン等の行為が増加し苦情も多く発生している。

河川整備の方針
 迷惑行為の防止に向けた啓発活動を図る。



具体的な整備内容
 年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。

課題
 自治体、住民との連携



概要

【実施計画】

・記載内容

実施内容、実施個所、スケジュール等

・実施の目的

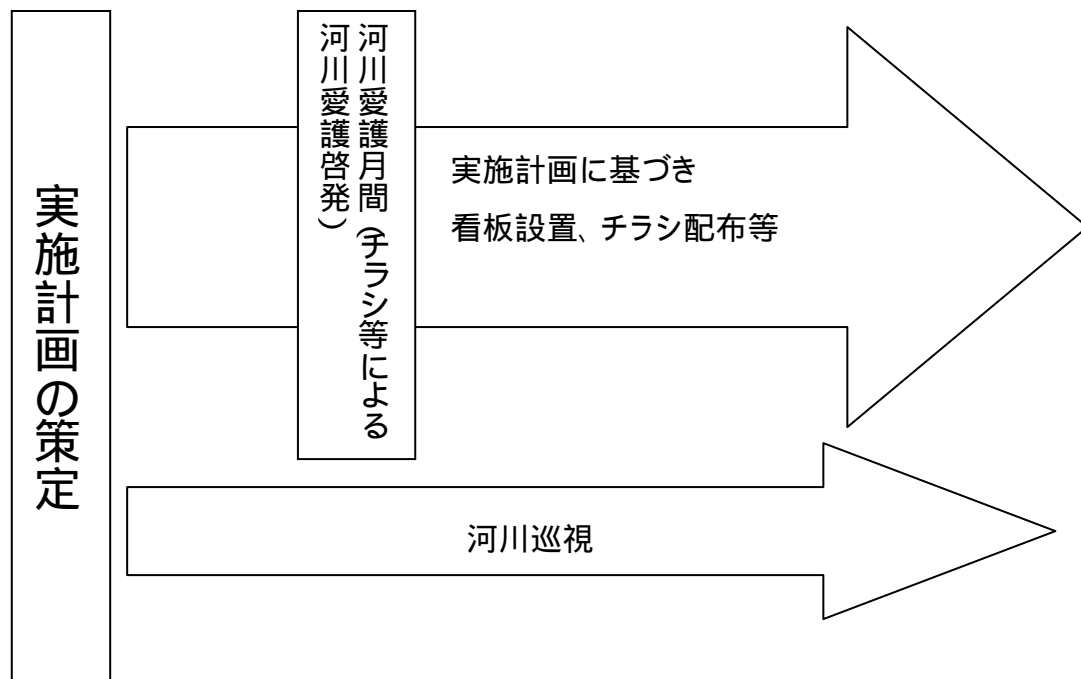
河川利用者や地域住民に対して、河川愛護の精神や秩序ある利用を啓発

・具体的実施内容

看板設置、チラシ配布、地域住民へのチラシ回覧、出前講座等



フローチャート



整備効果

計画的・継続的な啓発活動による効果

利用者、沿川住民及び河川管理者が、秩序ある河川の利用について、正しい情報を共有できる。

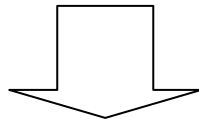
秩序ある自由使用の回復(迷惑行為の撲滅)

秩序ある河川利用の実現

提案理由(代替案含む)

自由使用による諸問題(迷惑行為)

一般利用者に対する危険な行為
沿川住民に対する騒音
河川環境破壊に繋がる行為

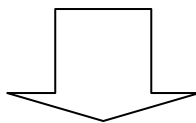


提言

河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限する。

適切な利用に向けた規制等の仕組みづくりについては、(途中省略)情報を共有することが必要である。

共有した情報をもとに、利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意志の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある。



年度毎の実施計画による啓発活動

利用者や地域住民に対して、秩序ある利用の精神を啓発(情報を共有する。)

計画的及び継続的な啓発活動

日常的な啓発活動

迷惑行為の早期発見、早期是正に努める。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.3	ページ	p.48	行	32行目
事業名	航路維持有効利用方策検討		河川名	淀川			
府 県	大阪府	市町村	淀川本川中下流域		地先	-	

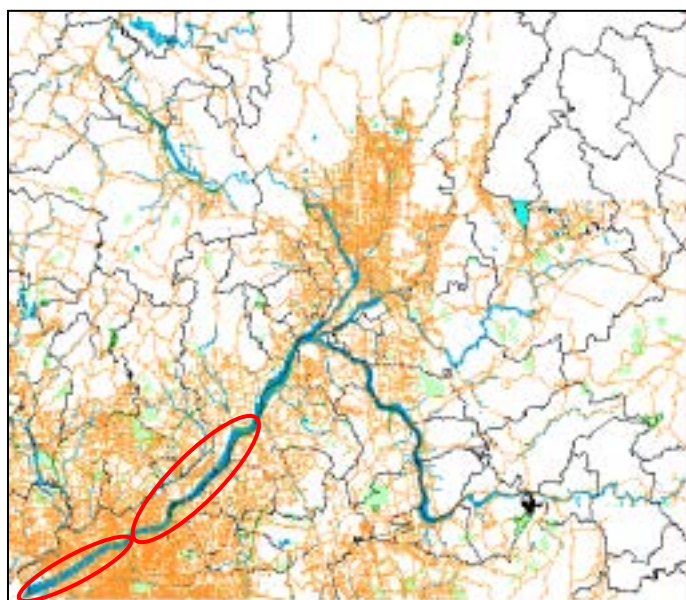
現状の課題

近年市民の河川に対する関心の増大、自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が増えており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。

河川整備の方針

阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

位置図



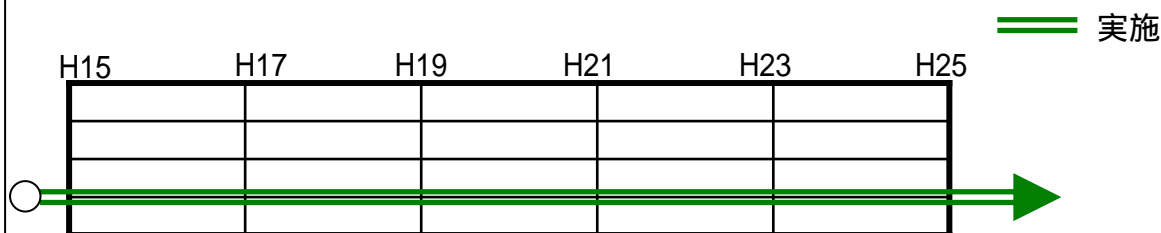
具体的な整備内容

・河口から枚方及び大塚船着場までの安全な航路維持を実施するとともに、自治体や住民等との意見交換を実施し、有効利用の方策を検討する。

・検討内容

- ・安全な河川利用のための方策を検討する。
- ・安全な航路維持を実施

スケジュール



写真

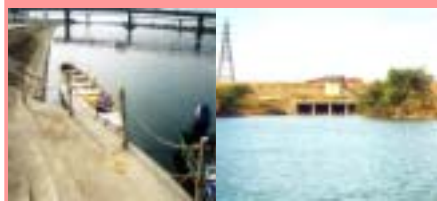
航行区域の設定(案)

自然保全区域



水際の自然環境を保全するために水際から50mまで、船の航行を原則として禁止する区域

減速区域



取水口や係留されている船への影響を避けるため減速する区域

動力船通航禁止区域



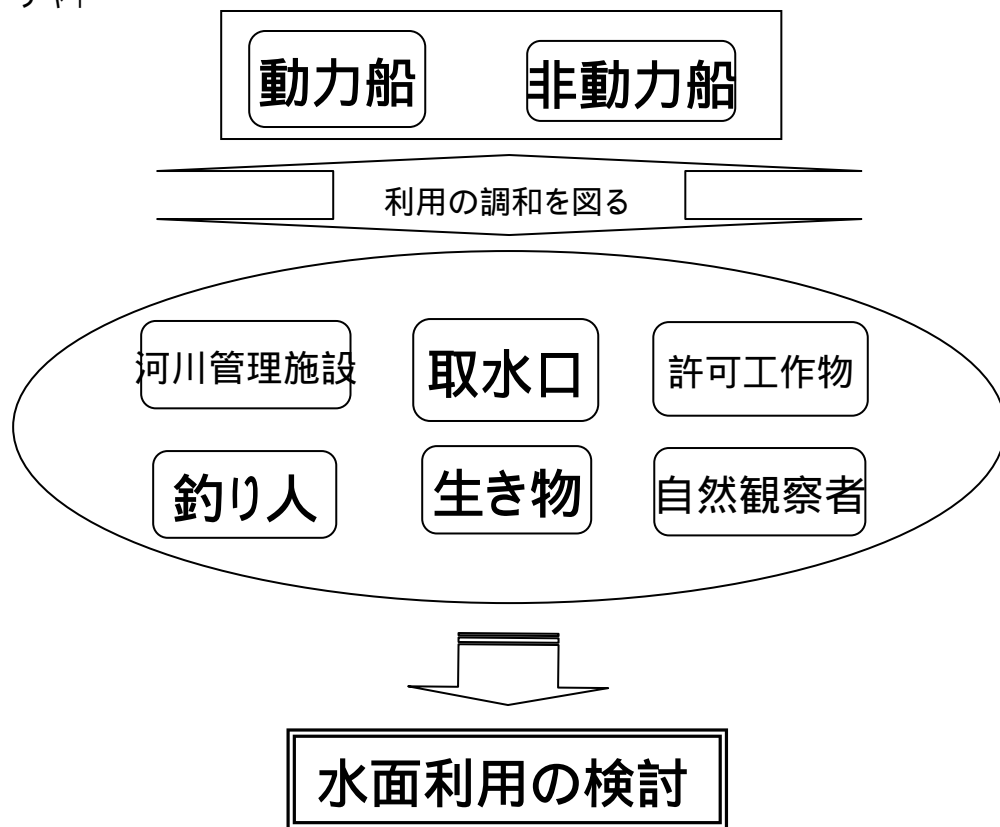
手漕ぎボートや水辺で遊ぶ人たちの安全を確保するため動力船の通航を禁止する区域

施設管理区域



河川管理施設の操作に支障が生じないように船の通航を制限する区域

フローチャート



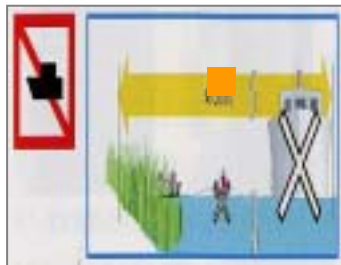
整備効果

水面利用ルール

動力船航行禁止区域



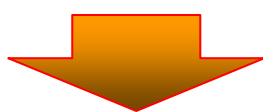
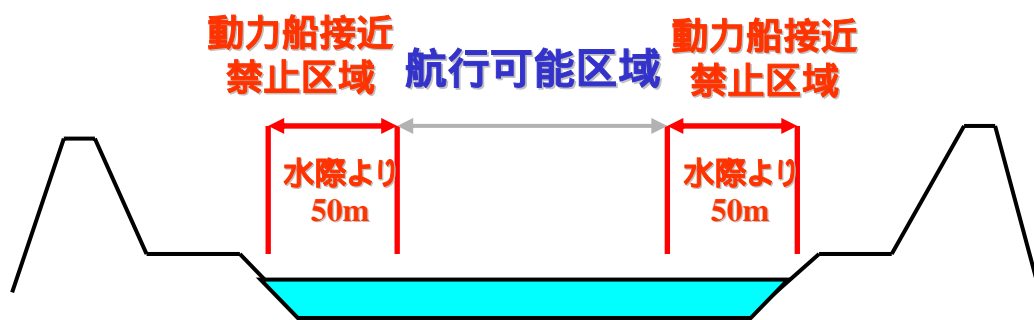
減速区域



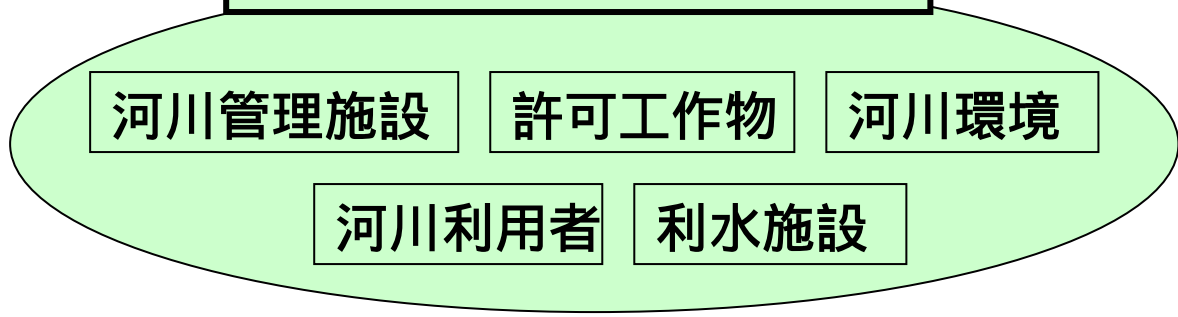
自然保全区域



- 環境面からの航行規制案 -



河川利用に配慮



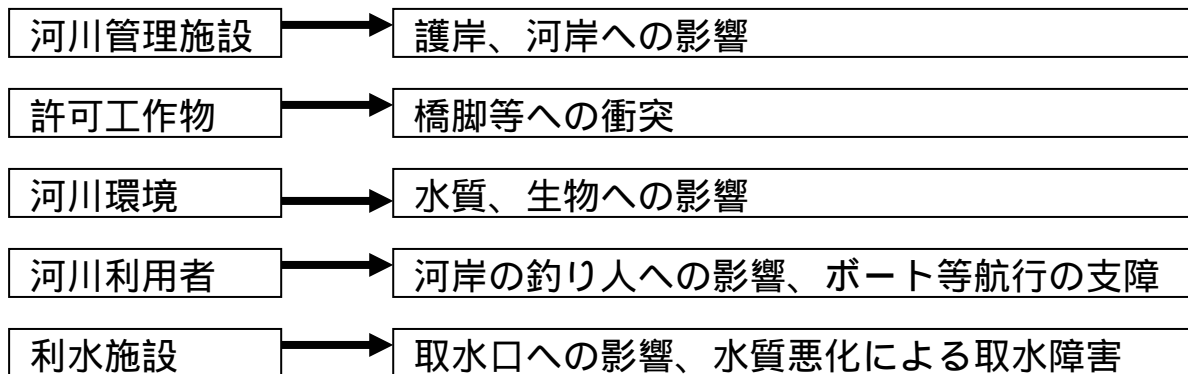
通行規則を策定して航路を確保する

提案理由

舟運が実施されると

- ・ 航走波による波立ち
- ・ 航行騒音
- ・ 泥の巻き上げ
- ・ 事故の発生
- ・ 衝突、転覆、沈没、破損等
- ・ その他水域環境への影響

舟運実施上の問題点・課題



安全な河川利用のための対策

- ・ 航行速度設定
- ・ 減速区域の指定
- ・ 航行制限区域の指定
- ・ 航行方法
- ・ 船舶形式の研究
- ・ 航行時期（洪水対応）
- ・ 事故対応
- ・ 法の適用性の研究

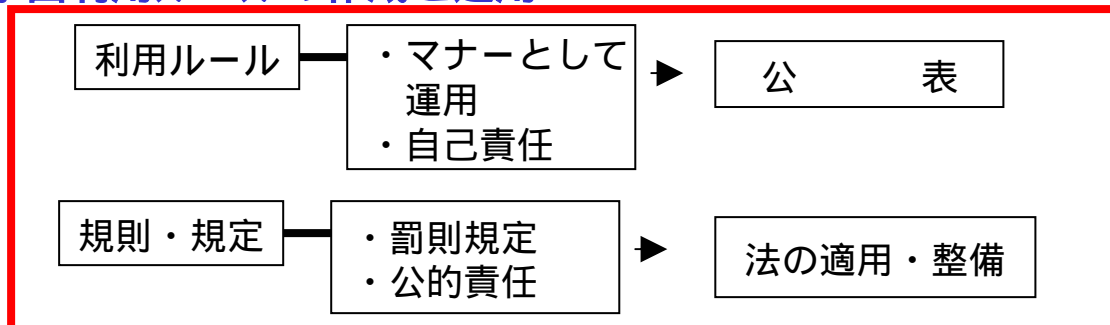
利用者間調整合意形成



水面利用協議会



水面利用ルールの作成と運用



基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.3	ページ	p.48	行	34行目
事業名	淀川舟運低水路整備検討			河川名	淀川		
府県	大阪府	市町村	淀川本川上流域		地先	-	

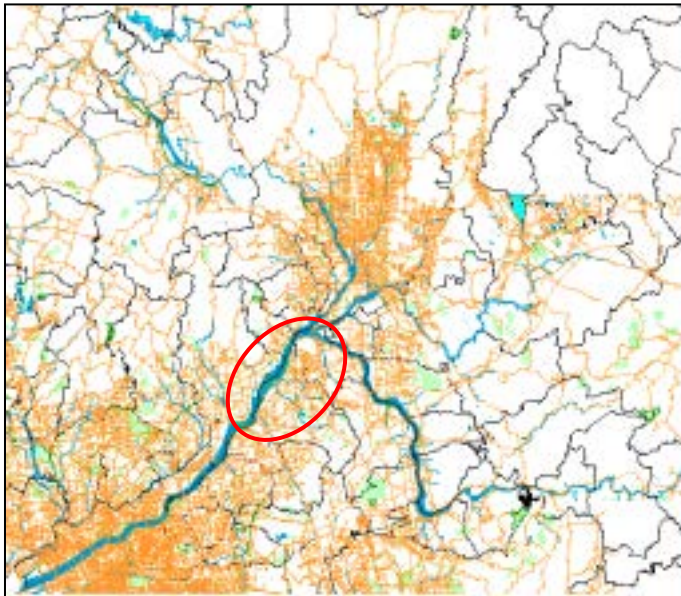
現状の課題

近年市民の河川に対する関心の増大、自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が増えており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。

河川整備の方針

阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

位置図



具体的な検討内容

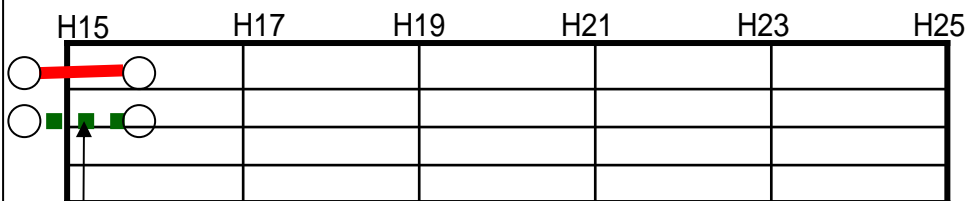
・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討に当たっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭に行う。

・検討内容

・枚方及び大塚船着場から三川合流点までの航路確保を「淀川舟運航路に関する研究会」において検討する。

スケジュール

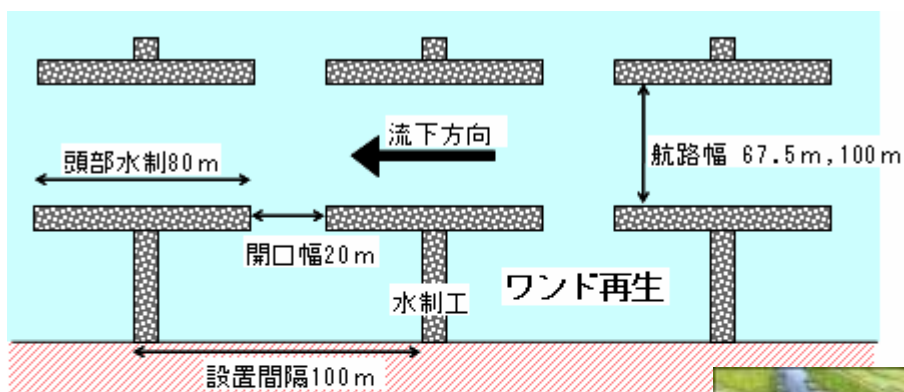
■ 検討
■ ■ ■ 委員会



淀川舟運航路に関する研究会

具体的な整備内容シート(基礎原案)

平面図



高水敷切下げ (冠水頻度の向上)

高水敷

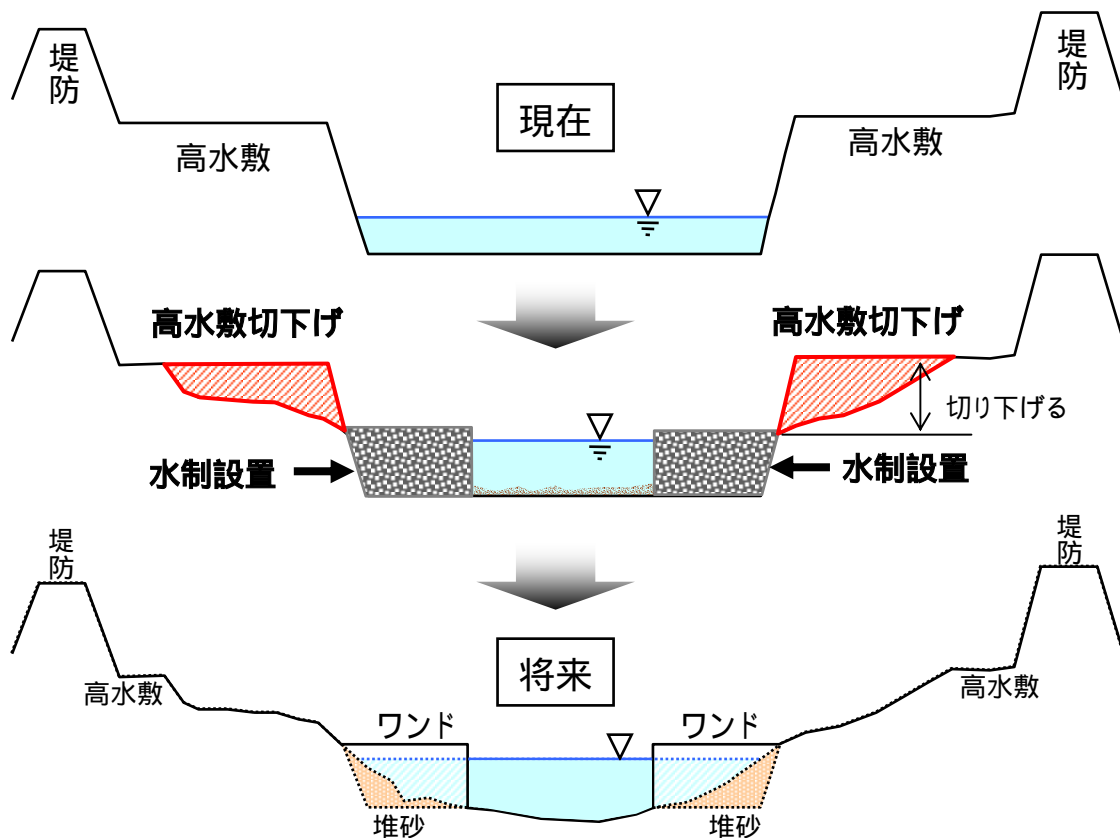
堤防天端

イメージ図



イメージパース

横断面図



イメージ図

整備効果

水制工の設置

水制工設置により、次の効果の検討。

- ・平常時の航路幅(川幅)が狭まることによる喫水の確保(水深増)
- ・水深増により掃流力が増し、航路内の堆砂が軽減(維持管理が容易)
- ・豊かな生物層を形成するワンドの再生

ただし、以下の課題がある。

- ・粗度が増すことによる流下能力の低下

提案理由(代替案含む)

淀川では、緊急時の物資輸送、歴史文化の継承、河川環境へのふれあい等を目的に舟運の復活が望まれている。舟運の成否は航路をいかに、安定させるかにかかっている。航路の計画にあたっては、水深と幅の確保、流下能力の確保、侵食・洗掘に対する河川管理施設の安全性の確保、コストの最小化(イニシャルコスト+ランニングコストの最小化)、河川環境の保全(自然環境や景観の保全と創造、河川利用との調和)という視点から、淀川の水理的特性を踏まえ、計画の妥当性を検証していく必要がある。以下に舟運航路確保手法を提案する。

1. 水制工による航路の確保

過去の淀川にあった水制工を設置することにより、豊かな生物層をはぐくむワンドを再生し、航路を確保する。また、水制工設置による流下能力の低下を軽減する為に高水敷を切下げ、エコトーンの形成・冠水頻度の上昇等、良好な生物環境の形成もねらう。

2. 対象船舶の能力向上による舟運(代替案)

技術革新により喫水1m以下の船舶(対象船舶である貨物船)を開発し、大規模な航路確保工事を行わずに舟運を行う。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.3	ページ	p.49	行	3行目
事業名	淀川大堰閘門設置検討		河川名	淀川			
府県	大阪府	市町村	大阪市		地先	北区、東淀川区(再掲)	

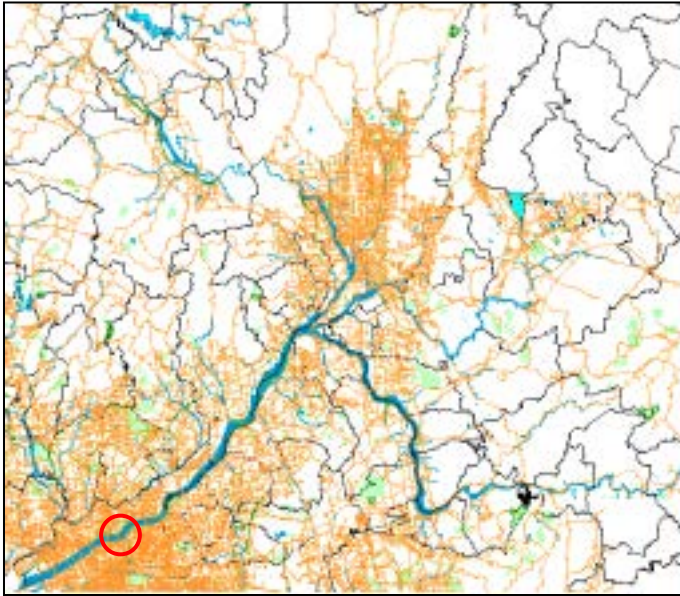
現状の課題

近年市民の河川に対する関心の増大、自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が増えており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。

河川整備の方針

阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

位置図



具体的な検討内容

・淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。

スケジュール

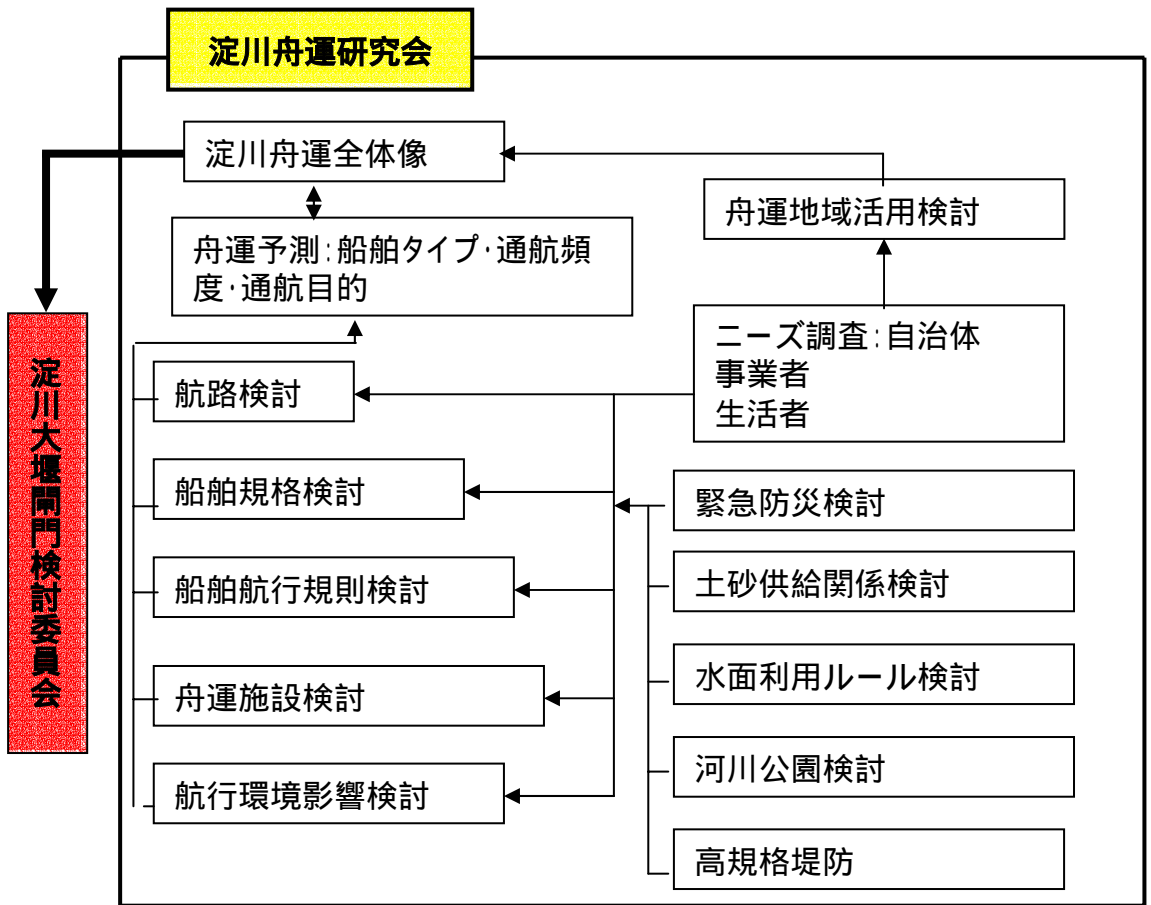
■ 検討
■ 委員会



写真



フローチャート



整備効果

淀川大堰閘門設置の検討

1. 緊急時対応

現在は、大川から毛馬閘門への航行しかできないが、災害時に、水上からの緊急時輸送の航路を確保するためには、大阪湾から直接、中流部や上流部まで行き来できるように閘門施設の設置の検討を行う。

輸送手段	災害時輸送性
陸	1. 震災時には道路が寸断される 2. 道路啓開に日数を要する
空	1. 負傷者の搬送には適する 2. 医療品等の軽量物の輸送には有効
川	1. 船着場と河川敷道路を使用することで大量輸送が可能 2. 橋梁が不通時でも対岸交通が確保される

淀川沿川都市に都市型大災害が発生すると、河川を使った水上輸送が有効

2. 舟運復活の高まり

近年、市民の河川に対する関心の増大や、沿川自治体における川に向けた町づくりの視点を確保するために、舟運の復活の要望が上がってきた。これを踏まえて検討を行う。

沿川地域の活動状況

淀川舟運整備推進協議会

(H12.11～)

(枚方市、寝屋川市、大阪市、守口市、
摂津市、高槻市、島本町、京都市、
宇治市、八幡市9市1町で構成

* 参与 大阪府、京都府)

NPO団体の活動も2003年

第3回世界水フォーラムを経て活発化

・シンポジウム・淀川舟運体験 など

淀川舟運復活への期待

3. 具体的整備手法

次の技術条件への対応を考慮して技術的検討を行う。

地盤

現大堰の構造(老朽化)

津波の遡上と影響予測

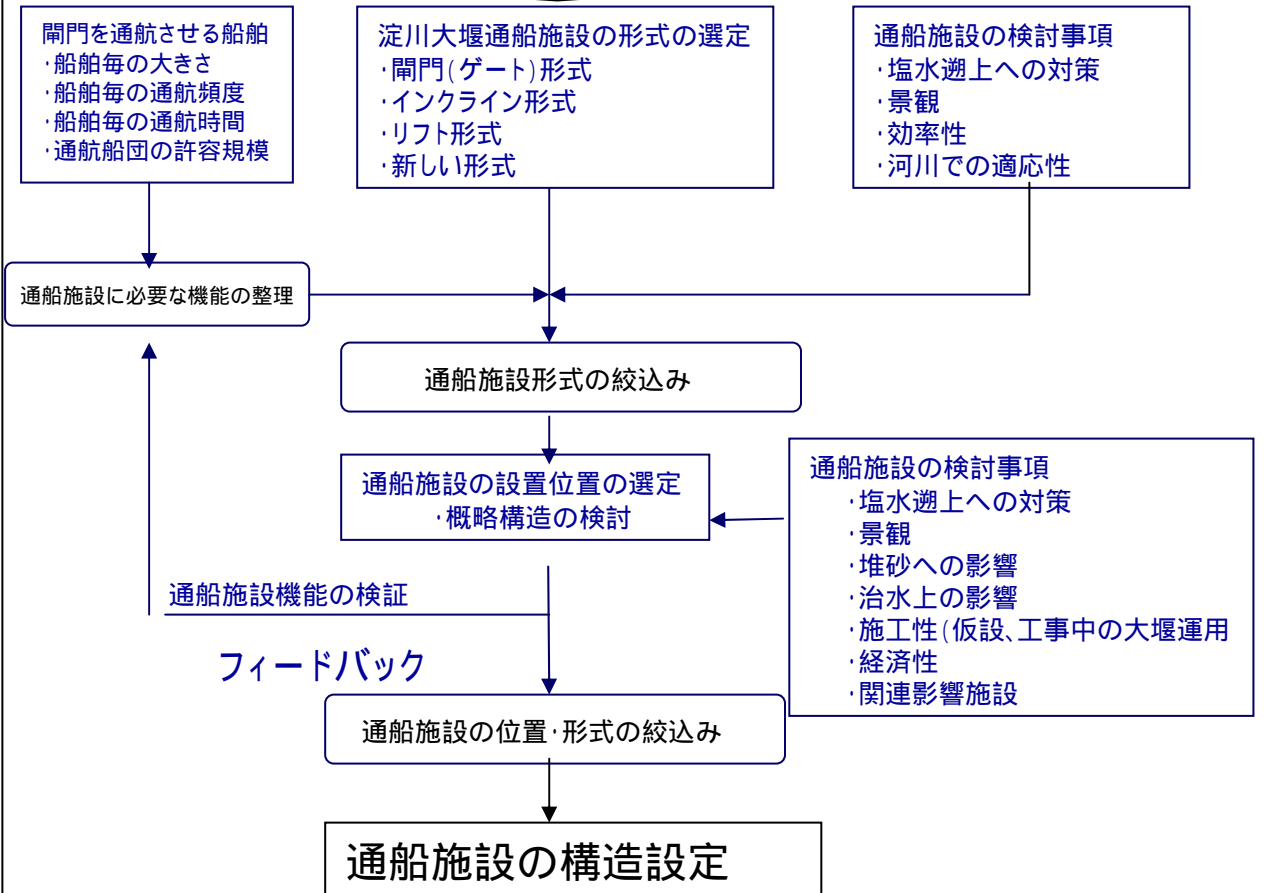
船舶の予期せぬ激突

耐震

閘門の通船システム

提案理由(代替案含む)

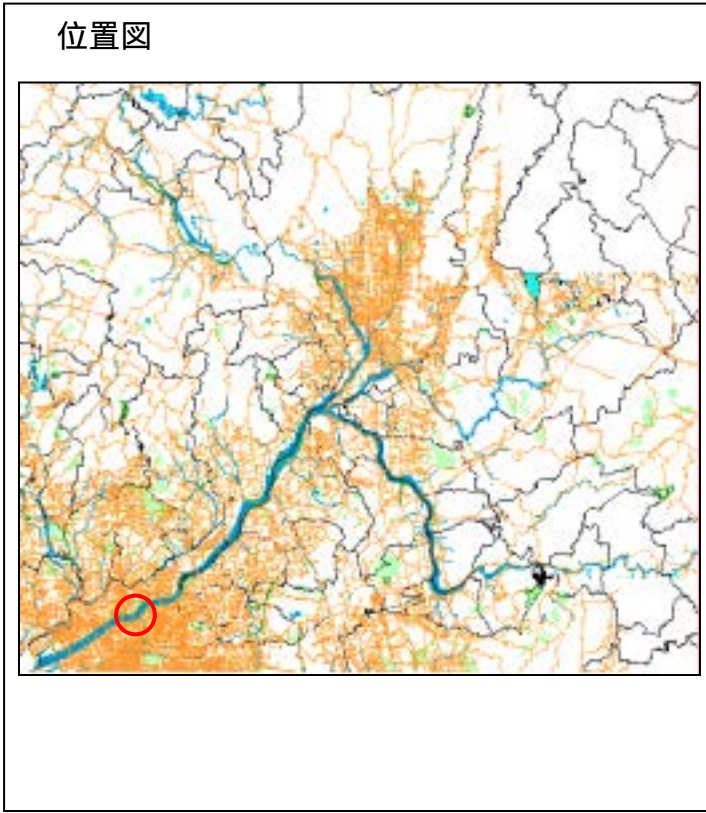
委員会と研究会において、淀川における舟運基本構想を明らかにする。



基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.3	ページ	p.49	行	5行目
事業名	毛馬閘門運用手法検討		河川名	淀川			
府 県	大阪府	市町村	大阪市		地先	北区、東淀川区	

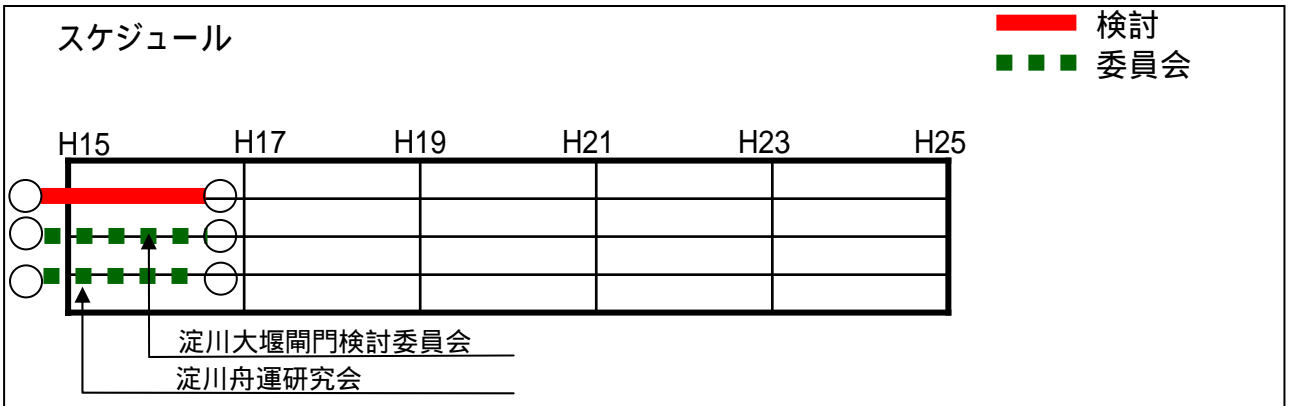
現状の課題
 近年市民の河川に対する関心の増大、沿川自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が増えており、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。

河川整備の方針
 阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、沿川自治体や民間企業等の舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

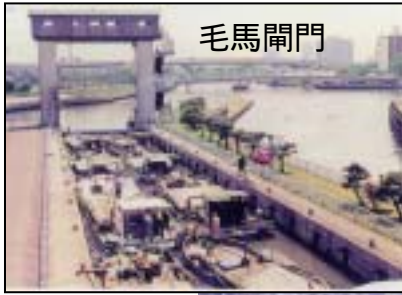


具体的な検討内容

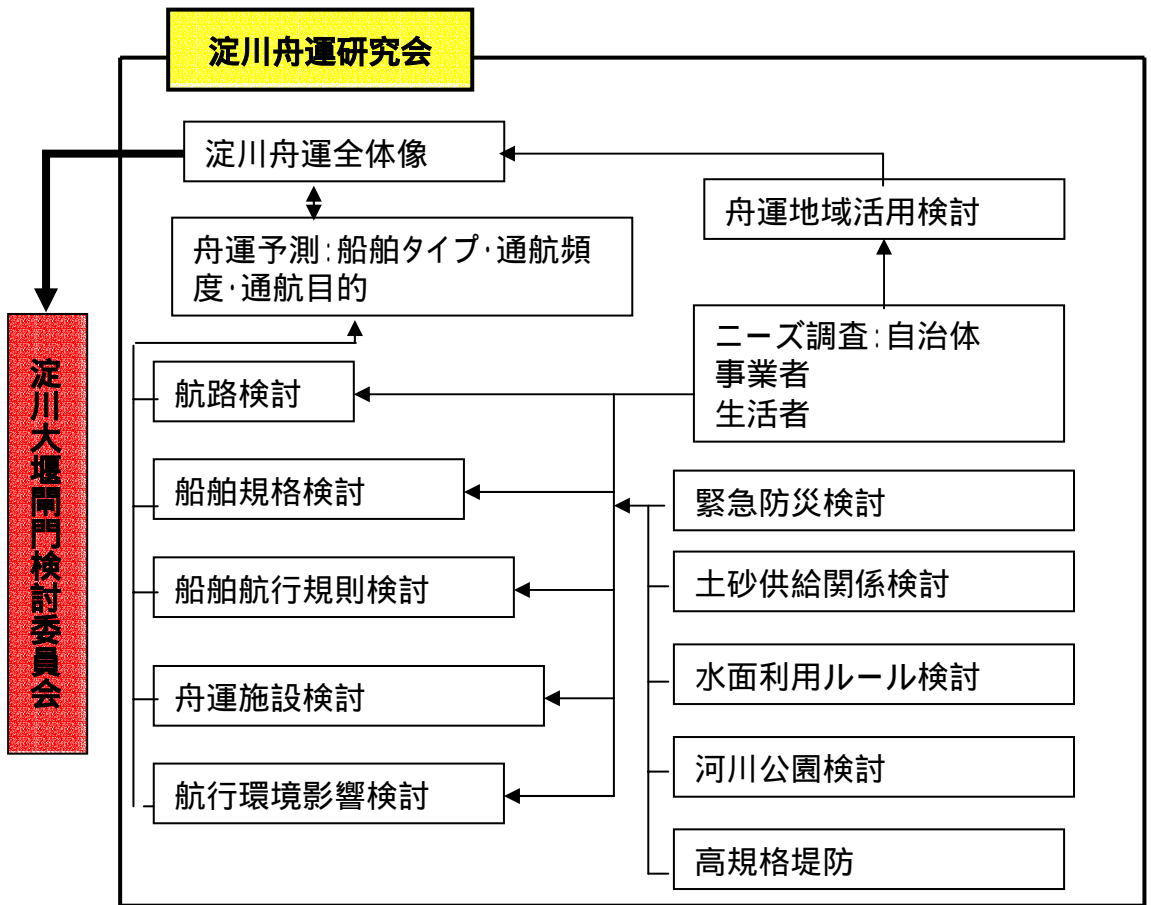
- ・既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。



写真



フローチャート

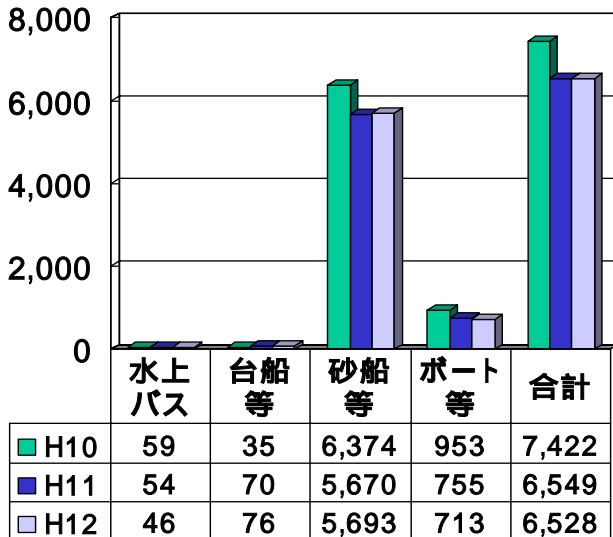


整備効果

開門を日頃から利用しやすくし、緊急時に利用できる環境づくりをする。



現在の毛馬閘門の通船状況



**現在の毛馬閘門
の通船可能時間
8:30 ~ 17:00**

・自治体、民間の要望
観光協会・舟運会社；毛馬閘門の土日・祝日・夜間の通航

毛馬閘門の航行可能時間の検討

- ・土日、祝日操作体制の確保
- ・夜間通航の対策
- ・安全管理機器の整備
遮断機、航路標識灯 監視カメラ etc
- ・通航手続きの簡素化



- ・大阪市内河川との舟運利用の活性化
- ・NPO等との連携を検討

提案理由(代替案含む)

現在、淀川本川から大阪市内河川にでる航路は毛馬閘門を利用しているが、利用者からの改善要望に対して検討する。

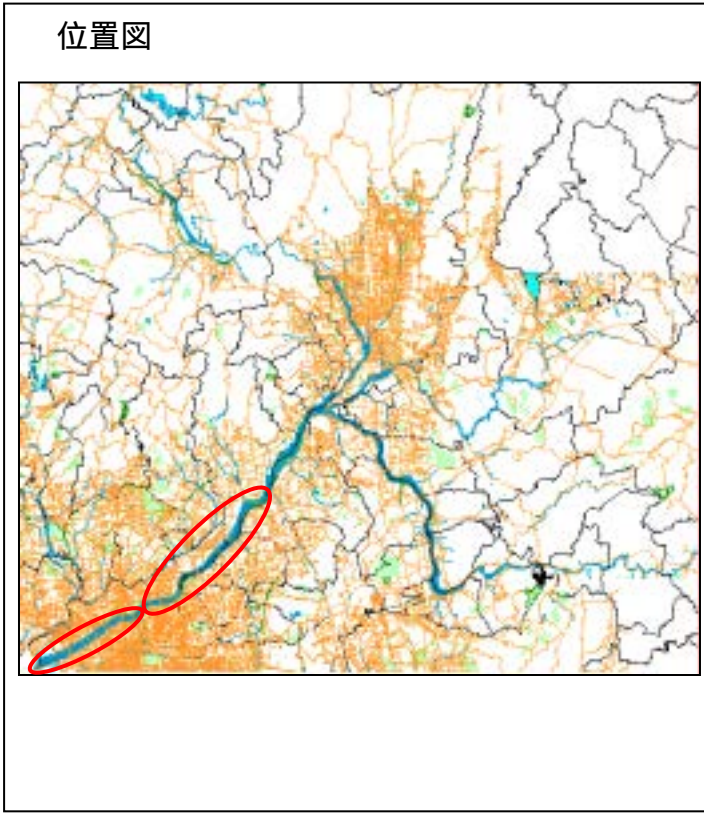
本川から大阪湾までの航路図



基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.3	ページ	p.49	行	7行目
事業名	船舶航行環境影響検討		河川名	淀川			
府 県	大阪府	市町村	淀川本川中下流域	地先	-		

現状の課題
 近年市民の河川に対する関心の増大、自治体における川に向けたまちづくりや川と都市の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声があり、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。

河川整備の方針
 阪神大震災時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。そのようなことから、淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用した水上緊急輸送を可能とする舟運活用のための整備を進めるとともに、自治体や民間企業等の舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

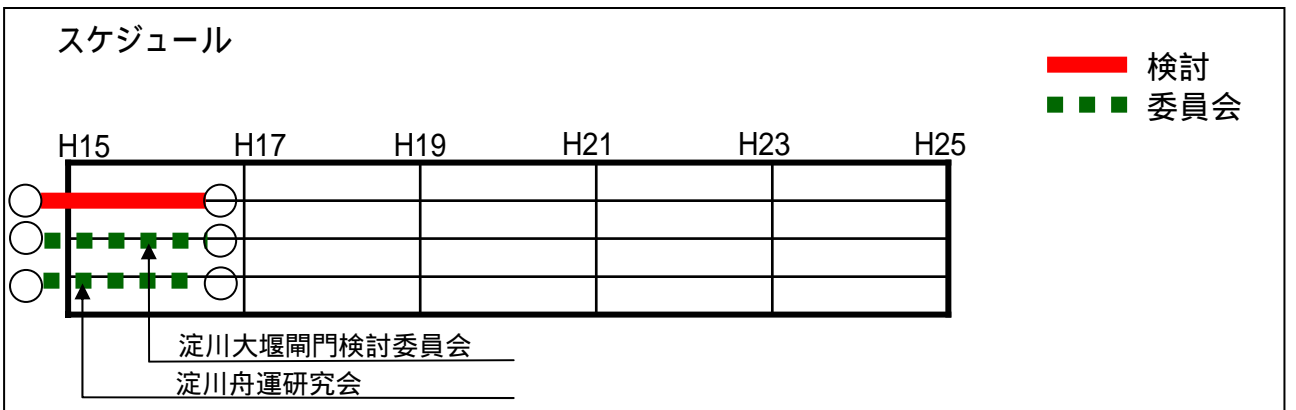


具体的な整備内容

- ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。

・検討内容

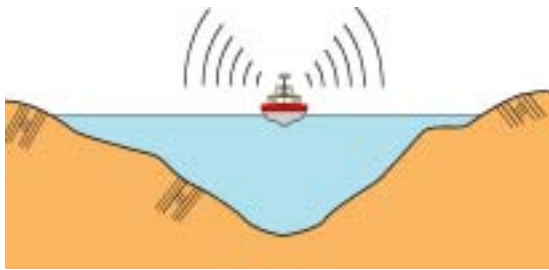
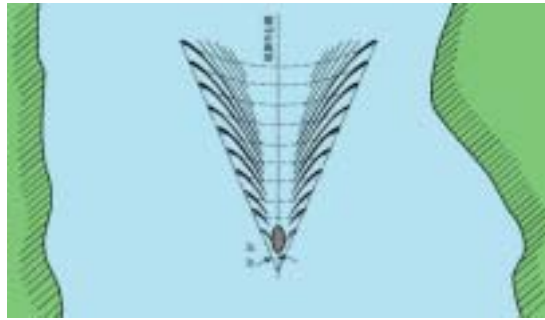
- ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。



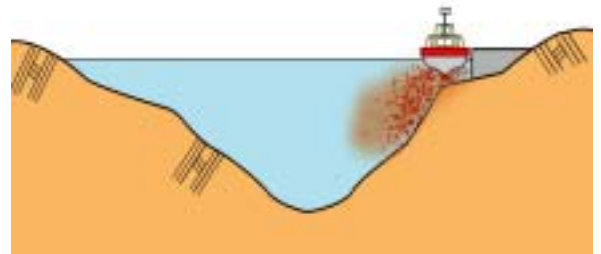
イメージ図

船舶航行実験 実験のイメージ

航走波

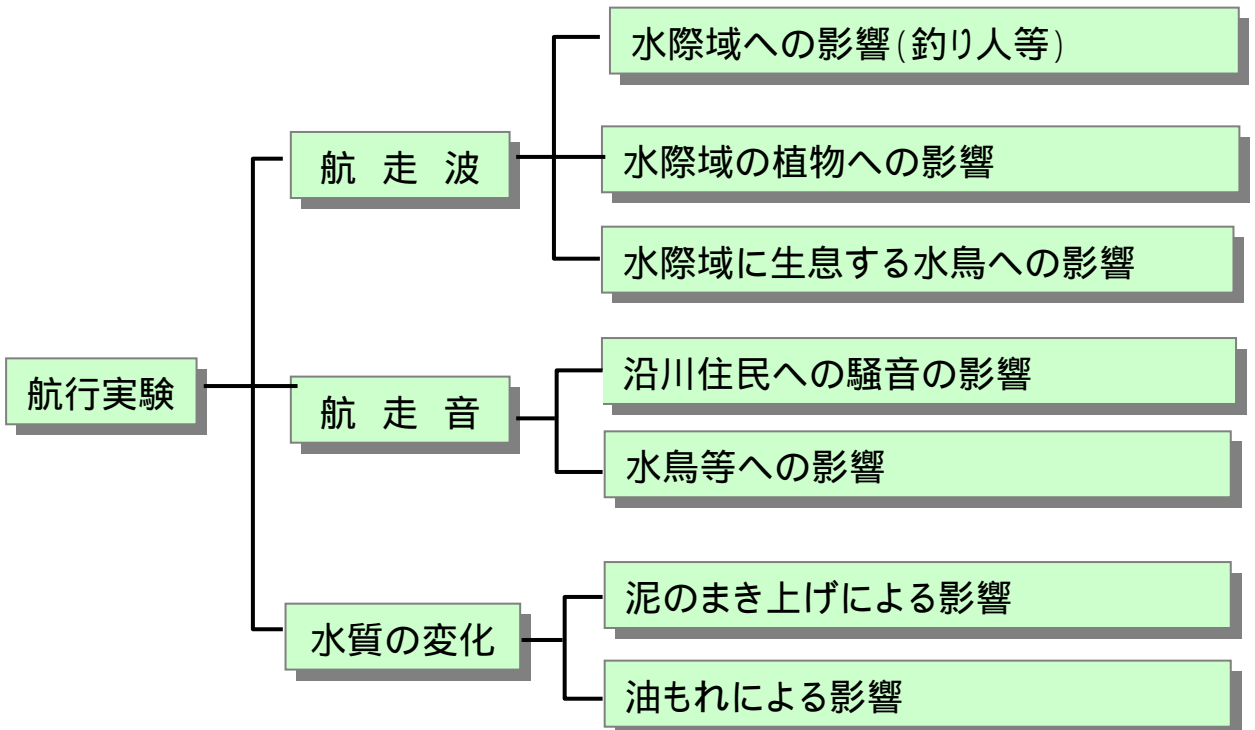


航走音



水質の変化

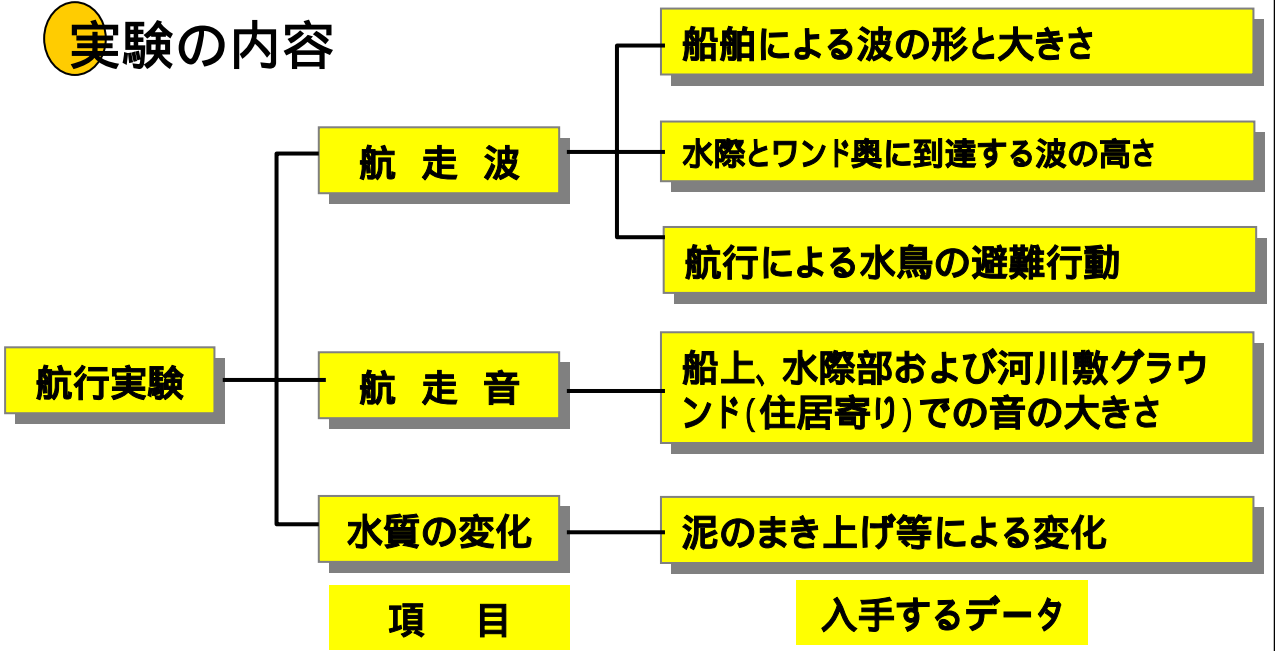
フローチャート



整備効果

船舶航行実験

実験の内容

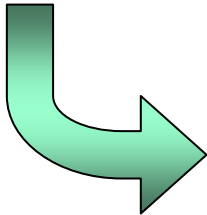


船舶航行の影響検討

- 航走波
➔
 水際域(ヨシ原等の植生、護岸等)への影響を回避・最小化する。
- 航走音
➔
 近接住民および水鳥等への影響を回避・最小化する。
- 水質
➔
 水質への影響を回避・最小化する。

提案理由

船舶による波の状況



城北大橋下流側ヨシ原から見た波の状況

ヨシ帯側を最大速度で船舶が通過したケースでは、白波が立つほどの大きな波が水際まで到達した。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.5.4	ページ	p.49	行	10行目
事業名	漁業		河川名	淀川水系各河川			
府 県	大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県						

現状の課題
 河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。

河川整備の方針
 淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる。



具体的な整備内容
 詳細は「5.2河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護につなげる。

- (1)横断方向及び縦断方向の連続性の修復
- (2)治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大等。
- (3)河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの共有化及び琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。
- (4)土砂動態のモニタリングを実施し、総合土砂管理方策について検討。
- (5)河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施。

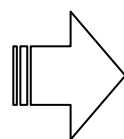
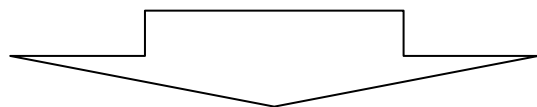
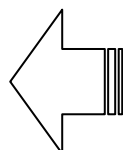
スケジュール

H15	H17	H19	H21	H23	H25

概要

生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施する

横断方向及び縦断方向の連続性の修復

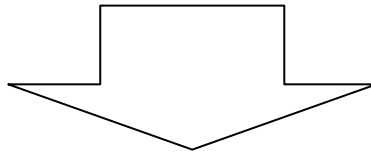
**魚道設置****連続性
の確保****結果として水産資源の保護につながる**

整備効果

淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる。

提案理由(代替案含む)

河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている



水産資源の保護が求められている